

証券コード 350A
2026年10月9日

株 主 各 位

東京都港区赤坂一丁目7番1号
デジタルグリッド株式会社
代表取締役社長CEO 豊田 祐介

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.digitalgrid.com/ir/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/350A/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「デジタルグリッド」又は「コード」に当社証券コード「350A」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年10月28日（水曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2026年10月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区六本木三丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9F
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H+I
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第10期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 議案 | | 取締役6名選任の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- ① 事業報告の「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2026年10月29日（木曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年10月28日（水曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年10月28日（水曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

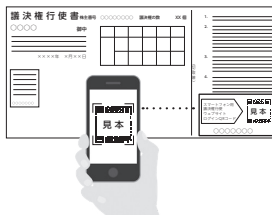
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマートSR」

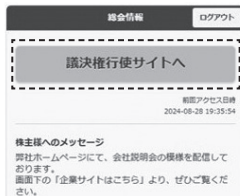
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 「スマートSR」画面上部の「議決権行使サイトへ」ボタンをタップします。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※通信環境の影響等により接続しづらい場合は、時間を置いて再度アクセスしてください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

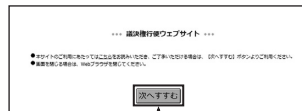
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

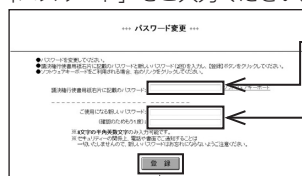
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

（ご注意事項）

※通信環境の影響等により「スマートSR」がご利用いただけない場合は、議決権行使書右片の裏面をご参照いただき、「議決権行使ウェブサイト」へログインのうえ、議決権行使をお願いいたします。

※通信料金等は株主様のご負担となります。

※「スマートSR」の操作方法等に関するお問い合わせ先（みずほ信託銀行 証券代行部）

フリーダイヤル 0120-768-524（年末年始を除く 9:00～21:00）

事前質問受付についてのご案内

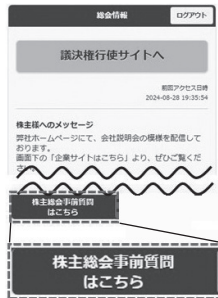
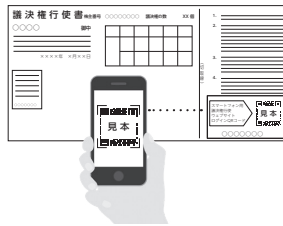
株主の皆さまから、本株主総会の目的事項に関するご質問を「スマートSR」サイトにてお受けします。
株主さまのご関心が特に高いと思われるご質問については、株主総会にて「事前質問に対するご回答」として回答させていただく予定です。

<受付期間> 2026年10月22日（木曜日）午後6時まで

<受付方法>

1. スマートフォン・タブレット端末等で入力する場合

- ①議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ります。
- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問はこちら」ボタンを押下ください。
- ③「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

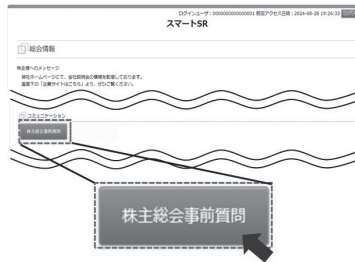
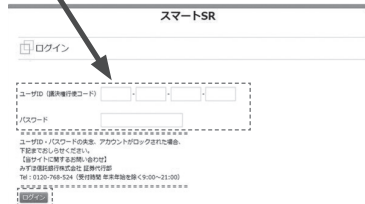


2. PC等で入力する場合

- ①以下のURLより議決権行使書右片の裏面に記載の議決権行使コード・パスワードをご入力のうえ、「スマートSR」へログインしてください。
- ②「スマートSR」画面の「株主総会事前質問」ボタンをクリックしてください。
- ③「事前質問」画面に遷移します。以降は画面の案内に従ってご入力ください。

「スマートSR」URL

<https://smart-sr.m041.mizuho-tb.co.jp/SA>



<ご留意事項>

- ・ご質問は、本株主総会の目的事項に関する内容に限らせていただきます。
- ・ご質問は株主さまお一人につき3問まで、1問あたり200字以内でお願いいたします。
- ・すべてのご質問に対して回答をお約束するものではありません。また、個別の回答はいたしかねますのであらかじめご了承ください。
- ・ご利用いただくための通信料金等は、株主さまのご負担となります。

事業報告

(2025年8月1日から)
(2026年7月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に個人消費や設備投資が増加し、緩やかな回復基調で推移しております。一方で、円安の進行や輸入割合が高い原材料価格の高止まりに加え、中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の上昇により企業収益や家計への影響が続き、先行きについては依然として不透明感が残っております。また、グローバル経済においても、欧米諸国における高い金利水準の継続をはじめ、中国経済の先行き懸念、インフレ傾向の継続、地政学リスクなど、景気を下押しする不透明要因が増しております。

当社グループが属するエネルギー業界においては、ロシア・ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の不安定化に加え、円安の継続による輸入コスト増加などに伴う資源価格高騰の影響を受け、電力会社の財務状況は依然として厳しい状況にあります。他方、電気料金の改定や卸電力市場価格の落ち着きにより、一部では需要家獲得に前向きな動きも見られ、業界全体としては緩やかな改善の兆しも表れつつあります。加えて、第7次エネルギー基本計画においても、中長期的には生成AI技術の普及・拡大やデータセンター・半導体工場の新增設による電力需要の増加が見込まれると言及されており、業界全体の成長につながる兆しもあります。こうした中、政府のグリーントランスフォーメーション（GX）政策を背景に再生可能エネルギーの導入が引き続き進展し、企業における脱炭素経営や再エネ調達ニーズが一層高まりました。

このような経営環境の下、当社グループは、Mission「エネルギーの民主化を実現する」、Vision「エネルギー制約のない世界を次世代につなぐ」を掲げ、タグライン「エネルギーの未来に、選択肢を。」のもと、持続可能な社会の実現に向けて各事業を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は7,113,916千円（前期比15.6%増）、営業利益は3,017,771千円（前期比10.0%増）、経常利益は2,909,525千円（前期比11.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,037,673千円（前期比9.0%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

イ. 電力PF事業

電力PF事業におきましては、デジタルグリッドプラットフォーム（DGP）における再エネ以外の電源の取引を対象としています。当連結会計年度において当社グループは、事業拡大を見据え、パートナー連携の拡大、直販営業とカスタマーサクセス施策の強化による顧客生涯価値の向上、ビジネスメディアへの積極的な露出など、成長に向けた施策を着実に実行してまいりました。また、7月より法人向けの低圧電力サービス展開を開始しました。その結果、需要家との契約容量が確実に伸び、当連結会計年度末において871MWを達成しました。

以上の結果、電力PF事業の売上高は5,884,409千円（前期比8.6%増）、セグメント利益は3,499,582千円（前期比0.9%減）となりました。

ロ. 再エネPF事業

再エネPF事業におきましては、DGPにおける再エネ電源の取引を対象としています。当連結会計年度においては、契約済案件の運転開始に向けたフォローに加え、RE Bridge（アールイーブリッジ；コーポレートPPAマッチングプラットフォーム）を活用したバーチャルPPAを始めとするオフサイトPPAの営業活動の強化や、エコのはし（FIT非化石証書代理調達サービス）を通じた仲介取扱量の拡大に取り組みました。RE Bridgeは登録発電事業者数が150社を突破し、発電所の登録設備容量も2GWを超えるに至りました。また、エコのはしにおいても仲介取扱量が累計32億kWhを突破するなど、両サービスともに着実な成長を実現しております。その結果、再エネ発電家との契約容量が確実に伸び、当連結会計年度末において393MWを達成しました。

以上の結果、再エネPF事業の売上高は711,496千円（前期比58.5%増）、セグメント利益は370,161千円（前期比207.4%増）となりました。

ハ. その他事業

その他事業におきましては、当連結会計年度において調整力事業に関するアグリゲーションサービスの運用を加速し、サービス開始から約1年7カ月で系統用蓄電池の取扱量が計165MWを突破しました。加えて、系統用蓄電池の自社保有向けのパイプラインも着実に増加し、投資意思決定済みの案件は32MWに至りました。

この結果、その他事業の売上高は518,010千円（前期比82.3%増）、セグメント利益は136,445千円（前期はセグメント損失245,731千円）となりました。

セグメント別売上高

事業区分	第 9 期 (2025年7月期) (前連結会計年度)		第 10 期 (2026年7月期) (当連結会計年度)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
電力PF事業	5,420,486千円	88.1%	5,884,409千円	82.7%	+8.6%
再エネPF事業	448,973千円	7.3%	711,496千円	10.0%	+58.5%
その他事業	284,146千円	4.6%	518,010千円	7.3%	+82.3%
合計	6,153,606千円	100.0%	7,113,916千円	100.0%	+15.6%

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,347,508千円で、主に調整力事業の蓄電所開発にかかる投資であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、取引金融機関12行と総額16,350,000千円の当座貸越契約または貸出コミットメント契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2026年6月1日付で、60%出資によりD G L i f e 合同会社を設立しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2023年 7 月期)	第 8 期 (2024年 7 月期)	第 9 期 (2025年 7 月期)	第 10 期 (当連結会計年度) (2026年 7 月期)
売上高 (千円)	—	—	6,153,606	7,113,916
親会社株主に帰属する当期 純利益 (千円)	—	—	1,870,044	2,037,673
1 株当たり当期純利益 (円)	—	—	51.46	50.80
総資産 (千円)	—	—	17,817,568	30,817,222
純資産 (千円)	—	—	8,277,240	10,536,176
1 株当たり純資産 (円)	—	—	213.64	251.59

- (注) 1. 第9期より連結計算書類を作成しておりますので、第8期以前の状況は記載しておりません。
2. 2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。また、2025年11月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。第9期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2023年 7 月期)	第 8 期 (2024年 7 月期)	第 9 期 (2025年 7 月期)	第 10 期 (当事業年度) (2026年 7 月期)
売上高 (千円)	1,691,183	3,515,034	6,153,606	7,120,943
当期純利益 (千円)	657,034	972,446	1,872,902	2,037,712
1 株当たり当期純利益 (円)	18.46	27.32	51.53	50.80
総資産 (千円)	5,963,165	11,476,006	17,822,255	30,350,843
純資産 (千円)	3,255,908	4,228,354	8,280,098	10,533,354
1 株当たり純資産 (円)	△26.62	0.70	213.71	251.66

- (注) 1. 2025年2月12日付で普通株式1株につき10株の割合をもって株式分割を行っております。また、2025年11月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っております。第7期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 第7期、第8期の1株当たり純資産については、純資産の部の合計額より優先株式の残余財産の分配額を控除して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社	5,050千円	100.0%	蓄電所の開発、保有及び運営
DG L i f e 合同会社	8,000千円	60.0%	電力の売買の仲介等

(注) DG L i f e 合同会社は2026年6月1日に設立しております。なお、同社の「当社の議決権比率」欄には当社の出資割合を記載しております。

(4) 対処すべき課題

① 長期安定的な顧客基盤の構築

DGPの機能や価格の優位性を活かし、引き続き新規顧客獲得に邁進してまいります。現在、当社の売上高は特定の業界・企業に依存することなく分散しており、急激な売上変動が緩和される構成となっていると認識しております。一方で電力PF事業における電力契約は単年契約が基本となっており、多くの契約企業が1年に一度の頻度で契約を見直しています。これは当社グループにとっての解約リスクであり、継続率を向上させることが事業の重要な課題となっています。この課題に対して、当社グループは火力電源等との相対契約による固定価格調達や、再エネPF事業において推進しているコーポレートPPAなどの長期契約を増やし、プラットフォーム上での取引選択肢を豊かにすることで継続率の向上を図ります。これにより、ストック型のビジネスモデルへと移行し、安定した収益基盤を構築してまいります。

② 発電・需要予測精度の向上

DGPには、発電家と需要家の双方が存在し、電力系統を介して電力の供給及び調達が行われています。この取引の過程において、当社グループは電力系統の運用者に対して系統の想定使用容量である計画値を提出する必要があります。しかし、計画値と実際の使用量である実績値の差分であるインバランスは、当社グループと系統運用者との間でペナルティ性のある単価

で精算されるため、インバランスリスクが主要な事業上のリスクとなっています。当社グループでは、AIを実装したシステムを活用し、発電拠点及び需要拠点ごとの発電量と需要量を予測しております。また、AIによる予測のみに依存するのではなく、実務担当者が予測値や実際の需給状況を継続的にモニタリングする運用体制を構築しており、これらを踏まえて計画値を提出しております。インバランスリスクをさらに低減するため、システムによる予測精度の向上と、人によるモニタリングを組み合わせた運用体制を継続的に取り組んでおります。当社グループはこれまでに年間通算でのインバランスの損失を回避し、顧客負担を軽減しておりますが、今後も予測技術の進化や新技術の積極的な活用、データ解析の精度向上を追求するとともに、極めて流動的な法制度・顧客ニーズに迅速に対応することで、さらなるリスク低減と業務効率化に努めてまいります。

③ 優秀な人材の確保・教育と社内管理体制の強化

当社グループは、事業の特性上、優秀な人材の業務遂行能力が収益に大きく影響することを認識しております。電力業界特有の要件や規制に精通した人材、複雑なドメイン知識を持つインハウスエンジニア、金融のトップファーム出身者などの人材が複数在籍しており、一般送配電事業者との電力精算額等の業務でAIを生かした需給予測や予測結果に対する金融スキルを生かした調整を実現できております。その他にも様々な業界に精通した専門家がバランスよく採用・定着できていることも強みであると当社グループは認識しております。

そのため、競合他社との人材獲得競争の激化、コアメンバーの予期しない退職、採用と教育の遅れなどが、安定した業績の確保に障害となる可能性があると考えています。これに対応するため、当社グループはパフォーマンス評価に基づく賞与及びストックオプション等のインセンティブ制度を導入し、独自の教育研修体制を整備することにより、従業員の早期戦力化とスキルアップに努めております。また、人材の拡充と同時に企業規模に応じた社内管理体制の強化を行っていく方針です。業務マニュアル等の整備やコーポレート・ガバナンスの向上、予実管理の精緻化についても取り組みを加速していく必要があると考えております。

④ 財務健全性の最適化

当社グループの電力PF事業の取引において、電力の一部をJEPX（日本卸電力取引所）から調達しており、調達した電力の支払いは取引日の2営業日後までに発生します。一方で需要家への債権の回収サイクルは1か月以上であるため資金繰りに大きな影響を及ぼします。そのため、当社グループの財務上の重要な課題として、財務健全性の最適化が挙げられます。財務健全性とは流動資産科目（現金及び預金+売掛金+立替金+未収入金）－流動負債科目（買掛金

＋（短長）借入金＋未払金）で算出しており、運転資本の効率性を評価する重要な指標です。
 財務健全性の最適化のため、当社グループが需給管理を行う再生可能エネルギーの発電所数を増やす取り組みやヘッジ取引の拡大など、JEPXにおける調達量を相対的に減らす施策を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年7月31日現在）

事業区分	事業内容
電力PF事業	発電家と需要家が直接取引可能なDGPを提供（取引される電力のうち、再エネ以外の電源を対象）
再エネPF事業	発電家と需要家が直接取引可能なDGPを提供（取引される電力のうち、再エネの電源を対象） その他、非化石証書の取引システム「エコのはし」、再エネコーポレートPPAのマッチングプラットフォーム「RE Bridge」の提供
その他事業	系統用蓄電池のアグリゲーションサービスの提供・運用等

(6) 主要な事業所等（2026年7月31日現在）

当社本社	東京都港区
------	-------

(7) 使用人の状況（2026年7月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
電力PF事業	53（-）名	13名増（1名減）
再エネPF事業	11（-）	3名増（1名減）
その他事業	20（2）	5名増（1名増）
全社（共通）	20（-）	4名増（-）
合計	104（2）	25名増（1名減）

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
104（2）名	25名増（1名減）	39.1歳	2.6年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2026年7月31日現在）

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	6,500,000千円
株式会社商工組合中央金庫	1,350,000
株式会社日本政策金融公庫	882,400
株式会社三井住友銀行	445,000
株式会社静岡岡銀行	117,000

（注）シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行を主幹事とする計9行からの協調融資によるものであります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2026年7月31日現在）

① 発行可能株式総数 91,800,000株

（注）2025年11月1日付で実施した株式分割（普通株式1株を6株に分割）に伴い、発行可能株式総数は76,500,000株増加しております。

② 発行済株式の総数 41,820,180株

（注）1. 2025年11月1日付で実施した株式分割により、発行済株式総数が32,286,500株増加しております。

2. 当事業年度中における新株予約権の行使により、発行済株式総数が3,076,380株増加しております。

③ 株主数 8,600名

④ 大株主

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 東 芝	4,999,920	11.96
豊 田 祐 介	2,556,000	6.11
株 式 会 社 F D	2,000,580	4.78
W I L F U N D I I , L . P .	2,000,400	4.78
近 清 拓 馬	1,830,000	4.38
合 同 会 社 O T S	1,500,000	3.59
東 急 不 動 産 株 式 会 社	1,500,000	3.59
嶋 田 剛 久	1,398,000	3.34
楽 天 証 券 株 式 会 社 共 有 口	1,393,800	3.33
フーバー・インベストメント株式会社	1,297,680	3.10

(注) 自己株式は保有しておりません。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年9月25日	2021年11月25日
新 株 予 約 権 の 数		367個	2,100個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 22,020株 (新株予約権1個につき 60株)	普通株式 126,000株 (新株予約権1個につき 60株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 4,500円 (1株当たり 75円)	新株予約権1個当たり 7,020円 (1株当たり 117円)
権 利 行 使 期 間		2022年10月6日から 2030年9月5日まで	2023年12月11日から 2031年11月10日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 367個 目的となる株式数 22,020株 保有者数 1名	新株予約権の数 2,100個 目的となる株式数 126,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —
	監 査 役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —

		第 8 回 新 株 予 約 権	第 9 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2024年1月30日	2025年2月12日
新 株 予 約 権 の 数		13,392個	4,793個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 803,520株 (新株予約権1個につき 60株)	普通株式 287,580株 (新株予約権1個につき 60株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 13,500円 (1株当たり 225円)	新株予約権1個当たり 31,020円 (1株当たり 517円)
権 利 行 使 期 間		2026年1月31日から 2033年12月30日まで	2027年2月13日から 2035年2月12日まで
行 使 の 条 件		(注) 2	(注) 2
役 員 の 保有状況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 13,192個 目的となる株式数 791,520株 保有者数 1名	新株予約権の数 4,793個 目的となる株式数 287,580株 保有者数 4名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —
	監 査 役	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —	新株予約権の数 — 目的となる株式数 — 保有者数 —

(注) 1. 当社は、2025年2月12日付で普通株式1株につき10株、2025年11月1日付で普通株式1株につき6株の割合で株式分割を行っており、これらにより発行決議時と比較して1株が60株に相当することとなっております。これに伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」を調整しております。

2. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者が、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかであった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、及び転籍その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
3. 第3回新株予約権及び第6回新株予約権のうち取締役1名が保有している新株予約権は、従業員として在籍中に付与されたものであります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第 1 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2026年4月16日
新 株 予 約 権 の 数		2,984個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 298,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 76,600円 (1株当たり 766円)
権 利 行 使 期 間		2029年2月20日から 2036年2月19日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
使用人等への交付状況	当 社 使 用 人	新株予約権の数 2,984個 目的となる株式数 298,400株 交付対象者数 19名

(注) 1. 新株予約権の行使条件は次のとおりであります。

- ① 新株予約権者が、当社の従業員であった場合には、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要するものとする。ただし、その他正当な理由が存すると取締役会が認めた場合はこの限りではない。
 - ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合はこの限りではない。
2. 当社は、2026年2月19日開催の取締役会決議に基づき、第10回新株予約権（新株予約権の数：2,984個、目的となる株式の種類及び数：普通株式298,400株、交付対象者：当社使用人19名）を発行いたしました。しかしながら、会社法第240条第2項に基づく株主の皆様への募集事項の通知手続に不備があったため、手続の適正を期すべく、交付対象者の全員から当該新株予約権の放棄を受け、2026年5月1日付でその全部が消滅しております。第11回新株予約権は、これに代えて改めて発行したものであり、上表には第10回新株予約権を含めておりません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2026年7月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長 Chief Executive Officer	豊 田 祐 介	
取 締 役 Chief Operating Officer	近 清 拓 馬	
取 締 役 Chief Financial Officer	嶋 田 剛 久	デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社 代表取締役
取 締 役 Chief Technology Officer	黒 川 達 也	
取 締 役	井 上 龍 子	コスモエネルギーホールディングス株式会社 社外取締役 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 オブ・カウンセラー
取 締 役	大 槻 陸 夫	株式会社日本電力調達ソリューション 社外取締役
常 勤 監 査 役	井 野 好 男	
監 査 役	木 村 幸 夫	木村幸夫公認会計士事務所
監 査 役	左 合 秀 行	

- (注) 1. 取締役井上龍子氏及び取締役大槻陸夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役木村幸夫氏及び監査役左合秀行氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役井野好男氏は、長年にわたり当社のコーポレート部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
- 監査役木村幸夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役及び社外監査役の兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。
5. 当社は、社外取締役井上龍子氏及び社外取締役大槻陸夫氏、社外監査役木村幸夫氏及び社外監査役左合秀行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役井上龍子氏及び取締役大槻陸夫氏、監査役井野好男氏、監査役木村幸夫氏及び監査役左合秀行氏につきましては責任限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社であるデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社の取締役及び監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、固定報酬とし、株主総会で決議された総枠の範囲内で、各取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績等に応じて支給額を決定する。

b. 業績連動報酬等に関する方針

現時点においては導入していないが、今後必要に応じて検討する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、必要に応じて当社株式又は新株予約権を付与する。

なお、個別の取締役に付与する当社株式又は新株予約権の個数は、各取締役の役位、職責、在任年数その他会社の業績等に応じて決定する。

d. 報酬等の割合に関する方針

基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、中長期的な業績向上及び株主の利益に対して適切なインセンティブとなるように株式報酬の割合を決定する。

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬については金銭とし、在任中に、原則として毎月一定の時期に支払うものとする。

f. 報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容については、社外取締役の助言を得たうえで、取締役会決議により決定する。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基 本 報 酬	業績連動報酬 等	非金銭報酬 等	
取締役 (うち社外取締役)	87,659千円 (12,000)	87,659千円 (12,000)	－千円 (－)	－千円 (－)	6名 (2)
監査役 (うち社外監査役)	23,400 (10,920)	23,400 (10,920)	－ (－)	－ (－)	3名 (2)
合 計 (うち社外役員)	111,059 (22,920)	111,059 (22,920)	－ (－)	－ (－)	9名 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の金銭報酬の額は、2025年2月12日開催の臨時株主総会において年額500,000千円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）であります。
3. 監査役の金銭報酬の額は、2025年2月12日開催の臨時株主総会において年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）であります。
4. 取締役会は、代表取締役社長Chief Executive Officer豊田祐介に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 井 上 龍 子	当事業年度に開催された取締役会全回に出席いたしました。 主に弁護士としての専門的見地から、取締役会では適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 大 槻 陸 夫	当事業年度に開催された取締役会全回に出席いたしました。 主に電力業界に関する豊富な経験及び長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、取締役会では当該視点から適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 木 村 幸 夫	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会全回に出席いたしました。 主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・専門的見地から、取締役会及び監査役会では適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 左 合 秀 行	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会全回に出席いたしました。 長年にわたる金融機関での勤務を通じた豊富な知識・経験や他の会社での監査役としての経験から、取締役会及び監査役会では適宜発言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

当社は、業績の更なる改善を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しております。また、積極的なIR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を市場にタイムリーに伝えるよう努めてまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、現在成長過程にあり、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、内部留保の充実が重要であると考え、設立以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、今後の事業戦略に応じて、新サービスの開発や市場開拓、優秀な人材を確保するための資金等として有効に活用していく方針であります。

今後の剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを図りつつ、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針であります。現時点においては、配当実施の可能性及びその実施時期については未定であります。

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨、また、取締役会の決議により毎年1月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,765,056	流 動 負 債	18,988,550
現 金 及 び 預 金	6,295,821	買 掛 金	2,298,890
売 掛 金	2,116,370	短 期 借 入 金	7,850,000
契 約 資 産	118,240	1 年内返済予定の長期借入金	170,812
未 収 入 金	15,154,434	未 払 金	7,289,576
そ の 他	1,148,254	未 払 法 人 税 等	572,857
貸 倒 引 当 金	△68,065	賞 与 引 当 金	268,018
固 定 資 産	6,052,166	そ の 他	538,396
有 形 固 定 資 産	4,455,279	固 定 負 債	1,292,495
土 地	364,969	長 期 借 入 金	1,273,588
建 設 仮 勘 定	4,022,776	そ の 他	18,907
そ の 他	67,533	負 債 合 計	20,281,045
無 形 固 定 資 産	37,220	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	1,559,666	株 主 資 本	10,521,677
預 託 金	900,000	資 本 金	1,242,883
繰 延 税 金 資 産	228,496	資 本 剰 余 金	3,786,573
そ の 他	530,048	利 益 剰 余 金	5,492,221
貸 倒 引 当 金	△98,879	新 株 予 約 権	8,779
資 産 合 計	30,817,222	非 支 配 株 主 持 分	5,719
		純 資 産 合 計	10,536,176
		負 債 純 資 産 合 計	30,817,222

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費 営業利益 受取利息 違約金収入 容量抛出国算益 その他 営業外費用 支払利息 支払手数料 その他 経常利益 税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益 非支配株主に帰属する当期純損失（△） 親会社株主に帰属する当期純利益			7,113,916
			1,320,356
			5,793,560
			2,775,789
			3,017,771
		14,413	
		10,191	
		133,231	
		1,817	159,653
		71,045	
		188,419	
		8,435	267,900
			2,909,525
			2,909,525
		941,798	
		△69,665	872,132
			2,037,393
			△280
			2,037,673

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	24,710,421	流 動 負 債	18,974,068
現 金 及 び 預 金	5,286,694	買 掛 金	2,299,774
売 掛 金	2,119,765	短 期 借 入 金	7,850,000
契 約 資 産	120,076	1年内返済予定の長期借入金	155,980
商 品 及 び 製 品	11,513	未 払 金	7,289,429
仕 掛 品	600	未 払 費 用	82,936
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	20,223	未 払 法 人 税 等	572,724
前 払 費 用	71,723	預 り 金	73,699
未 収 入 金	15,334,339	賞 与 引 当 金	268,018
そ の 他 金	1,813,942	そ の 他	381,506
貸 倒 引 当 金	△68,456	固 定 負 債	843,420
固 定 資 産	5,640,422	長 期 借 入 金	843,420
有 形 固 定 資 産	70,821	負 債 合 計	19,817,488
建 物	36,179	(純 資 産 の 部)	
機 械 及 び 装 置	0	株 主 資 本	10,524,575
工 具 、 器 具 及 び 備 品	30,931	資 本 金	1,242,883
建 設 仮 勘 定	3,711	資 本 剰 余 金	3,786,573
無 形 固 定 資 産	2,608	資 本 準 備 金	3,786,573
商 標 権	108	利 益 剰 余 金	5,495,119
ソ フ ト ウ エ ア	2,500	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,495,119
投 資 そ の 他 の 資 産	5,566,992	繰 越 利 益 剰 余 金	5,495,119
投 資 有 価 証 券	16,766	新 株 予 約 権	8,779
関 係 会 社 株 式	9,500	純 資 産 合 計	10,533,354
出 資 金	10	負 債 純 資 産 合 計	30,350,843
長 期 貸 付 金	4,227,880		
預 託 金	900,000		
破 産 更 生 債 権 等	53,664		
繰 延 税 金 資 産	227,208		
そ の 他 金	407,892		
貸 倒 引 当 金	△275,930		
資 産 合 計	30,350,843		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	7,120,943
売上原価	1,314,753
売上総利益	5,806,190
販売費及び一般管理費	2,665,100
営業利益	3,141,089
営業外収益	
受取利息	76,836
違約金収入	10,191
容量抛出国算益	133,231
その他の	1,651
営業外費用	
支払利息	69,514
支払手数料	188,419
関係会社貸倒引当金繰入額	177,051
その他の	6,985
経常利益	2,921,031
経常損失	
関係会社株式評価損	9,999
税引前当期純利益	9,999
法人税、住民税及び事業税	2,911,031
法人税等調整額	941,693
当期純利益	△68,374
	873,318
	2,037,712

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月17日

デジタルグリッド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 森 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大角 博 章

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デジタルグリッド株式会社の2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルグリッド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月17日

デジタルグリッド株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 森 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大角 博 章

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デジタルグリッド株式会社の2025年8月1日から2026年7月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第10期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月17日

デジタルグリッド株式会社	監査役会
常勤監査役 井 野	好 男 ㊞
社外監査役 木 村	幸 夫 ㊞
社外監査役 左 合	秀 行 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議 案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	とよ だ ゆう すけ 豊 田 祐 介 (1987年8月1日)	2012年4月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2016年8月 インテグラル株式会社入社 2018年2月 当社入社 2019年7月 当社代表取締役社長Chief Executive Officer (現任)	2,556,000株
2	ちか きよ たく ま 近 清 拓 馬 (1988年4月2日)	2013年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 2019年5月 当社入社 2019年8月 当社取締役Chief Operating Officer (現任)	1,830,000株
3	しま だ たけ ひさ 嶋 田 剛 久 (1970年9月21日)	1993年4月 日本長期信用銀行（現SBI新生銀行）入行 1999年11月 東京三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2004年9月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 2008年11月 同社 証券部門 マネージングディレクター 2016年8月 UBS証券株式会社入社 投資銀行本部 マネージングディレクター 2020年4月 当社入社執行役員Chief Financial Officer 2020年9月 当社取締役Chief Financial Officer (現任) 2024年8月 デジタルグリッドアセットマネジメント株式会社代表取締役 (現任) 2025年11月 デジタルグリッドエネルギーサービス株式会社代表取締役 (現任) 2026年6月 株式会社ムダレス社外取締役 (現任)	1,400,500株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	くろ かわ たつ や 黒 川 達 也 (1990年6月13日)	2015年 4 月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2017年 1 月 株式会社PKSHA Technology 入社 2020年 8 月 当社Chief Technology Officer 2023年 4 月 当社執行役員Chief Technology Officer 2023年10月 当社取締役Chief Technology Officer (現任)	620,080株
5	いの う え り ゅ う こ 井 上 龍 子 (1957年1月8日)	1981年 4 月 農林水産省 入省 2003年 1 月 在イタリア日本国大使館公使 2016年 4 月 農林水産省農林水産技術会議事務局研究総務官 2017年 7 月 農林水産省退官 2017年11月 弁護士登録渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 オブ・カウンセル (現任) 2019年 2 月 中央労働委員会使用者委員 (現任) 2019年 6 月 日鉄物産株式会社社外取締役 2021年 6 月 コスモエネルギーホールディングス株式会社社外取締役 (現任) 2023年 6 月 NSユナイテッド海運株式会社社外取締役 2024年 1 月 当社社外取締役 (現任)	300株
6	おお つ き り く お 大 槻 陸 夫 (1964年11月19日)	1988年 4 月 東京電力株式会社 入社 2017年 6 月 東京電力パワーグリッド株式会社常務取締役 2018年 4 月 東京電力ホールディングス株式会社執行役員組織・労務人事 室長 2019年 4 月 同社常務執行役 2022年12月 株式会社日本電力調達ソリューション社外取締役 (現任) 2023年 5 月 横浜市環境保全協議会理事 (現任) 2024年 1 月 当社社外取締役 (現任)	1,200株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井上龍子氏及び大槻陸夫氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井上龍子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年9か月となります。

4. 井上龍子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で、直接会社経営に関与した経験はありませんが、官僚及び弁護士としての豊富な経験及び知識に基づき企業経営に対する十分な見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されております。法務、リスク管理、行政との折衝において様々な助言を得られることを期待し、取締役に選任することを提案いたします。なお、井上龍子氏は新株予約権100個（新株予約権の目的となる株式の数6,000株）を保有しておりますが、それ以外に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。
5. 大槻陸夫氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年9か月となります。
6. 大槻陸夫氏は、電力・エネルギー業界における企業の経営者としての経験と幅広い見識を有しており、また他社の社外取締役として企業経営に関与されております。これらの経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識からの視点に基づく経営への助言を期待し、当社の取締役に選任することを提案いたします。なお、大槻陸夫氏は新株予約権100個（新株予約権の目的となる株式の数6,000株）を保有しておりますが、それ以外に人的関係、資本的関係及び取引関係その他利害関係はありません。
7. 当社は、井上龍子氏及び大槻陸夫氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社であるデジタルグリッドアセットマネジメント株式会社の取締役及び監査役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害や、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等は填補の対象としないこととしております。なお、各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
9. 当社は、井上龍子氏及び大槻陸夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
10. 上記所有株式数には、デジタルグリッド役員持株会名義の実質所有株式数（2026年7月31日現在）が含まれています。

以上

株主総会会場ご案内図

日時： 2026年10月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
会場： ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター Room H+I
東京都港区六本木三丁目2番1号住友不動産六本木グランドタワー9F
TEL 03-5545-1722



交通ご案内

- 東京メトロ南北線
 - 東京メトロ日比谷線・都営大江戸線
 - 東京メトロ銀座線・南北線
 - 東京メトロ日比谷線
- | | |
|-----------|--------------|
| 「六本木一丁目駅」 | 西改札より直結 |
| 「六本木駅」 | 5番出口より徒歩6分 |
| 「溜池山王駅」 | 13番出口より徒歩8分 |
| 「神谷町駅」 | 4b番出口より徒歩10分 |

◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

◎会場には駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮いただきますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。